

御購読者 各位

『八訂版 風営適正化法関係法令集』

補遺

本書発行（収録内容 平成三〇年六月五日現在）以降に公布された「風営適正化法関係」に係る法令について、一部改正の内容を掲げました。

本書の御使用に際しましては、お手数をおかけいたしますが、改正該当箇所の読替え等に御留意いただきますようお願い申し上げます。

凡例

- この「補遺」の収録内容は、令和元年二月二日現在とした。
- この「補遺」には、本書中「風営適正化法関係」（本文三頁～三九七頁）に記載されている件名に係る一部改正のみを掲げ、その他の法令等の改正については掲載を割愛した。
- 一部改正の附則については、掲載を省略した。

東京法令出版株式会社

■ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

- ① 平成三〇年六月一三日法律第四六号（食品衛生法等の一部を改正する法律）附則第一六条による改正「施行期日…令和三年六月一日」

●六頁上段

第二条第十三項第四号を次のように改める（傍線部分が改正箇所）。

四 飲食店営業（設備を設けて客に飲食をさせる営業で食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十五条第一項の許可を受けて営むものをいい、前三号に掲げる営業に該当するものを除く。以下同じ。）のうち、バー、酒場その他客に酒類を提供して営む営業（営業の常態として、通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く。以下「酒類提供飲食店営業」という。）で、午前六時から午後十時までの時間においてのみ営むもの以外のもの

- ② 令和元年六月一四日法律第三七号（成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律）第九条による改正「施行期日…令和元年二月一四日」

●六頁下段

第四条第一項第一号を次のように改める。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

●八頁上段～七頁下段

第四条第一項第九号中「第七号の二」を「第九号」に改め、同号

を同項第十一号とし、同項第八号を同項第十号とし、同項第七号の二中「第六号」を「第七号」に改め、同号を同項第九号とし、同項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 心身の故障により風俗営業の業務を適正に実施することができない者として国家公安委員会規則で定めるもの

●九頁上段

【参照】の一行目の次に次のように加える。

●一九頁上段

一項五号II施行規則六条の二

第二十四条第二項第二号を次のように改める（傍線部分が改正箇所）。

二 第四条第一項第一号から第四号まで又は第六号から第九号までのいずれかに該当する者

三 心身の故障により管理者の業務を適正に実施することができない者として国家公安委員会規則で定めるもの

五 公安委員会は、管理者が第二項第二号若しくは第三号に該当すると認めるとき、又はその者がその職務に関し法令若しくはこの法律に基づく条例の規定に違反した場合において、その情状により管理者として不適当であると認めるときは、風俗営業者に對し、当該管理者の解任を勧告することができる。

●一九頁下段

第二十四条の【参照】の一行目の次に次のように加える。

●四四頁下段

二項三号II施行規則三七条の二

二項三号II施行規則三七条の二

第三十一条の二十三の表第四条第一項第五号及び第六号の項中「第四条第一項第五号及び第六号」を「第四条第一項第六号及び第七号」に改める。

●六六頁上段

第四十一条の二を次のように改める（傍線部分が改正箇所）。

（行政手続法の適用除外）

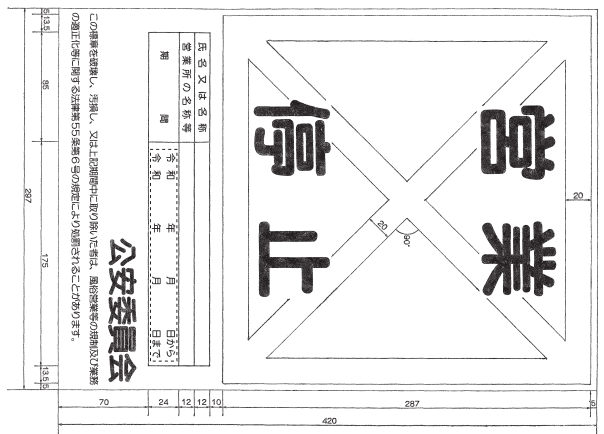
第四十一条の二 公安委員会がそのあらかじめ指定する医師の診断に基づき第四条第一項第四号又は第五号（これらの規定を第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）に該当すると認められた者について行う第八条の規定による処分については、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

■ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令

① 令和元年五月二四日内閣府令第五号（道路交通法施行規則等の一部を改正する内閣府令）第四条による改正【施行期日：公布の日】

●一一八頁下段

別記様式第一号を次のように改める（破線で囲んだ部分が改正箇所）。



三

四

② 令和元年六月二二日内閣府令第二号（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則等の一部を改正する内閣府令）第一〇条による改正【施行期日：令和元年七月一日】

●一一九頁上段

別記様式第二号の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

③ 令和元年一〇月二四日内閣府令第三六号（成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う警察庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令）第三条による改正【施行期日：令和元年一二月一四日】

●一〇八頁下段

第一条第四号ロ及びハを次のように改める（傍線部分が改正箇所）。

ロ 法第四条第一項第一号から第十号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

ハ 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。）の長の証明書

●一〇九頁下段

第一条第七号ハを次のように改める（傍線部分が改正箇所）。

ハ 役員に係る法第四条第一項第一号から第九号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

■ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則

① 令和元年六月二二日国家公安委員会規則第三号（地方警察官の懲戒の取扱に関する規程等の一部を改正する規則）第七条による改正【施行期日：令和元年七月一日】

●一四二頁下段

第三十二条第一項及び第二項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

●一八四頁～二二二頁

別記様式第一号から別記様式第三号まで、別記様式第五号から別記様式第十五号まで、別記様式第十七号から別記様式第四十二号まで、別記様式第四十四号、別記様式第四十五号、別記様式第四十七号及び別記様式第四十八号の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

② 令和元年一〇月二四日国家公安委員会規則第八号（成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備等に関する規則）第二条による改正【施行期日：令和元年一二月一四日】

●一一二頁上段

目次中、第四章第六節を次のように改める（傍線部分が改正箇所）。

第六節 特定遊興飲食店営業の規制等（第七十四条の二）第九

●一三一頁下段
第六条の次に次の一条を加える。
(心身の故障により風俗営業の業務を適正に実施することができない者)

●一三八頁下段
第十四条第三項第二号を次のように改める(傍線部分が改正箇所)。

二 合併後存続する法人又は合併により設立される法人の役員となるべき者(以下この号において「合併後の役員就任予定者」という。)の氏名及び住所を記載した書面並びに合併後の役員就任予定者に係る府令第一条第四号イ及びハに掲げる書類並びに法第四条第一項第一号から第九号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

●一三九頁上段
第十五条第三項第二号を次のように改める(傍線部分が改正箇所)。

二 分割により風俗営業を承継する法人の役員となるべき者(以下この号において「分割後の役員就任予定者」という。)の氏名及び住所を記載した書面並びに分割後の役員就任予定者に係る府令第一条第四号イ及びハに掲げる書類並びに法第四条第一項第一号から第九号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

●一四四頁下段
第三十七条の次に次の一条を加える。
(心身の故障により管理者の業務を適正に実施することができない者)

●一五二頁上段
第六十七条第二項第一号ロ(ii)及び(iii)を次のように改める(傍線部分が改正・追加箇所)。

(i) 法第四条第一項第一号から第四号まで又は第六号から第九号までのいずれかに該当する者

(ii) 精神機能の障害により識別番号付与等業務を適正に実施するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(iii) 法に基づく処分(法第二十六条第一項又は法第三十一条の二十五第一項に基づく許可の取消しに係る処分を除く。)を受けた日から起算して五年を経過しない者(当該処分を受けた者が法人である場合においては、当該処分に係る聴聞の期日若しくは場所が公示された日又は弁明の機会の付与の通知がなされた日前六十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)

であつた者で当該処分の日から起算して五年を経過しないものを含む。)

●一五四頁上段
第六節中、第七十五条の前に次の一条を加える。
(心身の故障により特定遊興飲食店営業の業務を適正に実施することができない者)

●一五八頁上段
第九十七条中、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、同条に第二項として次のように加える。

2 第三十七条の二の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第二十四条第二項第三号の国家公安委員会規則で定める者について準用する。

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則

① 令和元年六月二日国家公安委員会規則第三号(地方警務官の懲戒の取扱に関する規程等の一部を改正する規則) 第九条による改正(施行期日:令和元年七月一日)

●二三三頁下段〜三四頁上段
第三十一条第二項中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

●二四一頁〜二七一頁
別記様式第一号から別記様式第十九号まで及び別記様式第二十一号から別記様式第二十三号までの備考中「~~ロ~~」を「~~ロ~~」に改める。

② 令和元年一〇月二四日国家公安委員会規則第八号(成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備等に関する規則) 第四条による改正(施行期日:令和元年一二月一四日)

●二三三頁上段下段
第一条第四項第一号ロ(2)から(7)までを次のように改める(傍線部分が改正・追加箇所)。

(2) 法第四条第一項第一号から第四号まで又は第六号から第九号までのいずれかに該当する者

(3) 精神機能の障害により遊技機の点検及び取扱いの業務を

適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

(4) 法第二十条第十項において準用する法第九条第一項の規定に違反して公安委員会の承認を受けずに遊技機の増設、交替その他の変更をした者で、当該行為の日から起算して五年を経過しないもの

(5) 偽りその他不正の手段により法第二十条第十項において準用する法第九条第一項の承認を受けた者で、当該行為の日から起算して五年を経過しないもの

(6) 第十一条第二項の規定により検定を取り消された者(その者が法人である場合にあつては、当該取消の日に当該法人の役員であつた者)で、当該取消の日から起算して五年を経過しないもの

(7) (2)から(6)までのいずれかに該当する事業者の従業者
(8) 法人である場合にあつては、その役員のうち(2)から(6)までのいずれかに該当する者があるものの従業者

同項第二号口を次のように改める(傍線部分が改正箇所)。
口 前号口(4)から(6)までのいずれにも該当しない者であること。

■ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二十条第五項に規定する指定試験機関を指定する規則

□ 平成三〇年八月六日国家公安委員会規則第一三号(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二十条第五項に規定す

る指定試験機関を指定する規則の一部を改正する規則)による改正(施行期日・公布の日)

●三〇三頁上段
表を次のように改める(傍線部分が追加箇所)。

指定試験機関の名称及び住所	同項に規定する試験事務を行う事務所の名称及び所在地
一般財団法人保安通信協会 東京都墨田区太平四丁目一番三号	一般財団法人保安通信協会 東京都墨田区太平四丁目一番三号
一般社団法人GLI Japan 東京都江東区青海二丁目四番三十二号	一般社団法人GLI Japan 東京都江東区青海二丁目四番三十二号

■ 風俗環境浄化協会等に関する規則

① 令和元年六月二日国家公安委員会規則第三号(地方警察官の懲戒の取扱に関する規程等の一部を改正する規則) 第八条による改正(施行期日・令和元年七月一日)

●三〇一頁下段及び三一頁上段
別記様式第一号及び別記様式第二号の備考中「口ホニ濼油濼」を「口ホニ濼油濼」に改める。

② 令和元年一〇月二四日国家公安委員会規則第八号(成年被後見

人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備等に関する規則) 第三条による改正(施行期日・令和元年二月一四日)

●三〇八頁上段

第四条第一項第二号を次のように改める(傍線部分が改正箇所)。

二 法第四条第一項第一号から第四号まで又は第六号から第九号までのいずれかに該当する者

同項に次の一号を加える。

三 精神機能の障害により調査業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
第六条を次のように改める(傍線部分が改正箇所)。

(解任の勧告)

第六条 公安委員会は、調査員が第四条第一項第二号又は第三号に掲げる者に該当すると認めるとき、又は都道府県協会の役員若しくは調査員がその職務に関し不正な行為をした場合において、著しく都道府県協会の事業の運営に支障が生ずると認めるときは、都道府県協会に対し、当該役員又は調査員の解任を勧告することができる。

■ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準

□ 令和元年一二月二日付け警察庁内保発第一〇号、丙少発第二四号による改正(施行期日・令和元年一二月一四日)

●三四五頁上段

「3 合併に係る欠格事由」の三行目までを次のように改める(傍線部分が改正箇所)。

法第四条第一項第八号の趣旨は、法第二十六条第一項の規定による風俗営業の許可の取消しにより風俗営業の許可の欠格事由(法第四条第一項第六号)に該当することとなることを回避

●三四七頁下段

「4 分割に係る欠格事由」の二行目までを次のように改める(傍線部分が改正箇所)。

法第四条第一項第九号の趣旨は、法第二十六条第一項の規定による風俗営業の許可の取消しにより風俗営業の許可の欠格事由(法第四条第一項第六号)に該当することとなることを回避する手段として分割を利用しようとする法人及びその役員を、分割の日から起算して五年を経過しない間、欠格者に該当させることにある。

本号により分割の日から起算して五年を経過しない間欠格者となる法人は、①「分割により法第四条第一項第七号の聴聞に係る風俗営業を承継させた法人」と、②「分割により法第四条第一項第七号の聴聞に係る風俗営業以外の風俗営業を承継した法人」である。

●三九三頁下段～三九七頁下段

別記様式第二号、別記様式第三号、別記様式第四号及び別記様式第五号の備考中「口ホニ濼油濼」を「口ホニ濼油濼」に改める。